【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第24期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社リボミック
【英訳名】	RIBOMIC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中村　義一
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3303
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　今井　利哉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3303
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　今井　利哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期 中間会計期間	第24期 中間会計期間	第23期
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
事業収益	（千円）	―	16,400	3,000
経常損失（△）	（千円）	△513,564	△547,334	△1,138,572
中間（当期）純損失（△）	（千円）	△514,169	△547,809	△1,145,360
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	754,289	146,667	872,380
発行済株式総数	（株）	51,363,940	56,832,640	54,332,640
純資産額	（千円）	3,236,243	2,486,572	2,841,122
総資産額	（千円）	3,367,909	2,636,966	2,976,215
１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△11.19	△9.77	△23.07
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	96.1	94.3	95.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△502,484	△518,175	△1,110,863
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△109,296	295,040	289,832
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	696,602	192,382	911,054
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	1,921,726	1,896,199	1,927,180

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社は存在しますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの、１株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、2026年６月19日に提出の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、核酸医薬の一種である「アプタマー医薬」の開発を目的として創薬事業を展開している創薬プラットフォーム系バイオベンチャー企業です。医薬品開発は、研究費用及び臨床開発費用といった多額の先行投資を要するため、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続的に発生する状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該事象を解消すべく、必要に応じた資金調達を適時に実施しております。直近では、2025年７月23日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第18回新株予約権乃至第20回新株予約権の発行を決議し、2025年８月８日に払い込みが完了しました。

なお、当該新株予約権の行使状況は「第４経理の状況　注記事項　（株主資本等関係）」の通りであり、順次資金確保を行っております。

また、資金面においては、当中間会計期間末において比較的換金性の高い資産として、現金及び預金1,896百万円及び有価証券600百万円の計2,496百万円を保有しており、当中間会計期間末から１年を超える期間についての資金を十分に確保していると判断しております。

以上の事から、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(１）財政状態及び経営成績の状況

①　経営成績の状況

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー（核酸医薬の一種）に特化して医薬品の研究開発を行うバイオベンチャーです。当社は、アプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創薬プラットフォームである当社独自の「RiboART System®」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

当社の企業理念は「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ)に応えること」であり、眼科疾患と希少疾患を重点領域と定め（後述　「当社の重点領域」にて記述）、当中間会計期間においても様々な取り組みを進めてまいりました。

それらの中で、最も進捗が顕著なプロジェクトは、FGF2アプタマーを利用した軟骨無形成症の子供達に対する新しい治療法の開発で、第２相臨床試験が成功して、第３相臨床試験に進みました。このプロジェクトに関しては、多くの製薬企業が関心をよせ、現在複数の製薬企業と提携交渉を実施しており、具体的な提携条件の協議を進めております。

研究開発の具体的な進捗を以下に要約いたします。

創薬事業

創薬事業では、当社が自社で創製した医薬品の研究開発を行い、製薬企業等へのライセンス・アウトを通じた収益獲得を目指しております。現在、umedaptanib pegolの開発が最も進んでおり、当社創薬事業の中核の医薬品としての開発を進めております。

（イ）「umedaptanib pegol」(抗FGF2アプタマー、RBM-007の国際一般名)による臨床開発の狙い

当社では、自社で創製したumedaptanib pegol(FGF2に結合し、その作用を阻害するアプタマー)を、自社での臨床開発のテーマに選び、「軟骨無形成症（Achondroplasia、ACH）」と「滲出型加齢黄斑変性（Wet Age-related Macular Degeneration、wet AMD）」の治療薬としての開発を進めております。

（ロ）開発状況、及び既存治療法との比較

a)軟骨無形成症（ACH）

・臨床試験

ACHに関するプロジェクトは、2021年度から３年間、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の希少疾病用医薬品指定前支援事業として助成を受け、ACHの小児患者（５～14歳）における、身長の伸びを含む臨床的基礎データの取得と第２相臨床試験の被験者選定を目的とした第２相観察試験、umedaptanib pegolを26週投与した場合の有効性と安全性を探索的に評価する第２相臨床試験、及びumedaptanib pegolを長期投与した場合の有効性と安全性を評価する第２相長期投与試験の３つの臨床試験を実施いたしました。

12名の小児患者に対する観察試験の終了後、2023年４月に第２相臨床試験の投与を開始、コホート１（0.3mg/kg毎週の皮下投与、６名、26週）及びコホート２（0.6mg/kg隔週の皮下投与、６名、26週）の２群に分けて実施し、2025年９月に投与が完了いたしました。

また、2026年３月、第２相臨床試験の統計解析が完了し、その結果の概要は下記の通りです。

・試験結果の概要

- **主要評価項目である年間身長伸展速度について、途中休薬のあった１名を除き、コホート１の投与完了５名及びコホート２の投与完了６名の計11名を解析対象として評価した結果、投与開始前（観察期間）と比較した投与後の年間身長伸展速度の変化量（ΔAHV）の平均は+1.4cm/年となり、探索的解析として統計学的有意差が認められた（p=0.04）。**

- **コホート１では５名中３名で、コホート２では６名中５名でΔAHVが増加した。うち４名のΔAHVは+2.0、+3.3、+4.6、+5.0cm/年と顕著な増加を示した。これらAHVの増加は、同一条件での長期投与試験においても継続している。**

- **ボックスゾゴ®投与歴のある被験者（治療の有効性も含めた治験医師と保護者の判断により参加）においてもΔAHVの改善が観察された（３名中２名）。**

- **副次評価項目として身長Zスコア、血清中骨代謝マーカー、体格検査（頭囲、腹囲、上腕長、前腕長、大腿長、下腿長及びアームスパン）、及び身体の体型バランスを探索的に評価した結果、本試験の範囲では有効性を示唆する一貫した傾向は観察されなかった。また、骨年齢、大腿骨成長板の形成状態、臨床所見に基づく肘関節及び股関節の所見、及びタナー発達分類においては、次試験に進む上での障害となる事象は観察されなかった。**

- **umedaptanib pegolとの関連性有と判定された有害事象として、注射部位の疼痛（１例）、注射部位の腫脹（１例）、頭痛（１例）、関節痛（１例）、及び知覚過敏（１例）が発生したが、いずれも短期間かつ軽微であり、治験中止に至る重篤な有害事象は観察されなかった。**

以上の結果から、umedaptanib pegolの第２相臨床試験において、有効性が確認されるとともに、安全性についても懸念すべき事象は観察されませんでした。これらは、ACH治療薬としての概念実証（Proof of Concept:POC）を支持するもので、詳細解析の結果は、医学専門誌に論文投稿いたしました。

なお、第２相臨床試験を完了した12名のうち11名は、同一投与条件の第２相長期投与試験に移行しました。このうち、umedaptanib pegolを１年以上継続して投与した９名について解析した結果、身長の伸展速度が半年間で顕著に増加した４名において、長期投与試験においても成長伸展効果の継続が確認されました。一方、奏効しなかった又は顕著な効果ではなかった５名においては、試験期間内に投与継続による反応性の改善は認められませんでした。

2026年10月６日時点では７名が治験を継続しており、４名は従来の用法・用量を継続し、３名は第３相臨床試験と同一の1.0 mg/kg週１回皮下投与へ移行しております。なお、これまでに安全性に関する懸念は発生しておりません。

2026年３月、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対し、第３相臨床試験（２～14歳の小児患者16名、１回/週の１mg/kg皮下投与、単剤・オープン試験、52週）の治験申請を提出し、実施許諾を得ました。（WAKABA試験と命名）。

WAKABA試験では、各被験者に対して26週間の観察期間を設け、投与開始前の年間身長伸展速度等の臨床データを取得した後、umedaptanib pegolの投与を開始いたします。投与期間は52週とし、有効性を検証するとともに、安全性及び薬物動態を評価する「多施設共同、非無作為、非盲検、非対照の単群比較試験」として実施しており、希少疾患であるACHの特性及び成長期の小児患者を対象とする臨床環境を踏まえ、プラセボ対照群は設定しておりません。

なお、第３相臨床試験完了後も投与継続を希望する被験者については、同意取得の上、第３相長期投与試験へ移行できる計画としております。

安全性については、非臨床試験及びこれまでの臨床試験結果を踏まえ、独立安全性評価委員会によるレビューを含む適切なモニタリング体制のもと、継続的に確認してまいります。

現在、当初計画していた第３相臨床試験の実施施設（全16施設）における治験体制の整備を完了し、2026年９月末時点で３例の登録が完了しております。目標症例数16例の達成に向け、各実施施設と連携して被験者登録を進めておりますが、2026年10月時点で目標症例数を上回る患者様からの被験参加同意を取得しており、今後、組み入れ基準等への適合性の確認を進めると共に、順次本試験への登録を進める予定です。

umedaptanib pegolを用いたACH治療薬の開発について、2025年５月に厚生労働省から希少疾病用医薬品指定（ODD）を受け、これに伴い、国立研究開発法人 医療基盤・健康・栄養研究所（NIBN）から2026年３月期に39,160千円の助成を受けており、2027年３月期も17,730千円の助成を受ける予定であります。

・ACHの既存治療法と課題

ACHは四肢短縮による低身長を主な症状とする希少疾患で、厚生労働省から難病指定を受けております。

umedaptanib pegolは疾患モデルマウスを利用した実験で、体長の短縮を約50%回復する効果を示しました。さらに、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られているACH患者由来のiPS細胞（人工多能性幹細胞）について、umedaptanib pegol存在下で、その分化誘導が回復することも確認いたしました（非臨床POC獲得）※１。本邦ではこれまで治療薬として成長ホルモンが使用されてきましたが、その効果は十分とは言えず、骨延長術（足の骨を切断して引き離した状態で固定し、仮骨形成を促す）といった非常に厳しい治療が幼い子供に施されることもあり、効果の高い新薬が待ち望まれていました。

ようやく、2022年６月にACH治療薬としてBioMarin社のボックスゾゴ®の製造販売が承認されました。しかし、その効果は十分とは言えず、毎日の投与が必要となっているため、小児のACH患者にとって、もっと効果が強く、皮下注射の間隔が長く取れる新薬の開発が望まれています。現在、ボックスゾゴ®を含めて複数のACH治療薬が承認あるいは開発の最終段階にありますが、それらの年間身長伸展速度の変化量（ΔAHV）の平均は+1.4～1.7cm/年です。当社のWAKABA試験におけるumedaptanib pegol投与量（1.0 mg/kg）は、第２相臨床試験の3.3倍であるため、他剤に比較して圧倒的な優位性の実現（Best in Class）を期待しています。

※１：Kimura T, Bosakova M, Nonaka Y, et al.: RNA aptamer restores defective bone growth in FGFR3-related skeletal dysplasia. Sci. Transl. Med., 13, eaba4226 (2021)

b)滲出型加齢黄斑変性（wet AMD）

・臨床試験

umedaptanib pegolの複数回投与による臨床POC獲得を目的とした第２相臨床試験を米国で実施いたしました。それらの結果は、英国王立眼科学会誌Eyeに２報の論文として掲載されました※２,３。

その概略を以下に示します。

[論文要点]

・実施した試験において、umedaptanib pegolによる安全性に関する問題は発生しなかった。
・治療歴のないwet AMD患者においては、umedaptanib pegolの投与により、劇的な治癒例を含め、視力や網膜厚の改善が確認された。
・抗VEGF標準治療歴のあるwet AMD患者においては、umedaptanib pegol単剤投与、及びumedaptanib pegolとafliberceptの併用投与において、aflibercept単剤投与を上回る臨床有効性は観察されなかったものの、umedaptanib pegolの効果はafliberceptに対して非劣性であり、症状の進行抑制が確認された。
・すべての試験を通じ、umedaptanib pegolはすでに形成された瘢痕（線維化）を除去する作用はなかったものの、瘢痕形成を抑制する効果が確認された。

[今後の開発方針]

第２相臨床試験の結果は、wet AMDに対するumedaptanib pegolの臨床効果（POC）を実証するものであり、単剤での有効性を示す薬剤としては、抗VEGF薬以外では世界初の薬剤となります。しかしながら、その薬効は、現在標準治療となっている抗VEGF薬に対して同等ではあっても優位ではなく（非劣性）、このことが開発の障害となっております。しかし、抗VEGF薬には、瘢痕化抑制作用がなく、既存療法の大きな Unmet Medical Needsになっています。そのため、今後、umedaptanib pegolを用いた未治療のwet AMD患者に対する臨床試験において瘢痕化抑制効果を証明することができれば、既存療法との重要な差別化ポイントとなり、“first-line”の新薬の実現に近づくものと考えます。そのため、他企業との提携・ファンド等からの資金調達を含めて検討してまいります。

※２：Pereira DS, Akita K, et al: Safety and tolerability of intravitreal umedaptanib pegol (anti-FGF2) for neovascular age-related macular degeneration (nAMD): a phase 1, open label study. Eye, 2024 Apr;38(6):1149-1154.

※３：Pereira DS, Maturi RK, et al.: Clinical proof of concept for anti-FGF2 therapy in exudative age-related macular degeneration (nAMD): phase 2 trials in treatment-naïve and anti-VEGF pretreated patients.Eye, 2024 Apr;38(6):1140-1148.

c）眼科領域における適応疾患の拡大

umedaptanib pegolのwet AMD臨床試験におけるPOCを獲得していることから、本剤が他の未だ治療法のない眼科疾患に対して有効であることが動物実験で示されれば、umedaptanib pegolの適応拡大として速やかに臨床試験が可能となります。その観点から、日本大学とumedaptanib pegolのPVR（後述（ハ）RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患））への適応拡大を目的とした共同研究を実施しておりましたが、臨床病態に近い有効な動物モデルの確立に至る事が出来ず、2025年５月31日にて共同研究を終了しております。

umedaptanib pegolに関しては別途複数の眼科疾患モデルを用いて薬理試験を継続中であり、糖尿病網膜症（DR）モデルを用いた薬理試験において、umedaptanib pegolを投与した際に、眼底出血の発生が有意に抑制されることが確認されました。これはumedaptanib pegolが血管安定化作用を有し、糖尿病網膜症の進行を抑える効果があることを示唆するものであり、糖尿病網膜症の主要な合併症である糖尿病黄斑浮腫に対しても有効性を示す可能性が考えられることから、当社は糖尿病黄斑浮腫への展開も含めて様々な可能性を検討しております。

なお、umedaptanib pegolの糖尿病網膜症に対する用途特許を2025年９月に特許出願しております。

（ハ）RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）

当社は、日本大学医学部視覚科学分野・長岡泰司教授（現 旭川医科大学教授）との共同研究において、ブタPVRモデルにおける抗オートタキシンアプタマーの効果を検討した結果、当該アプタマーが網膜細胞の増殖を抑制すること、及び当該モデルにおける増殖膜の形成を抑制し網膜剥離を抑制する効果があることが明らかになり、その成果が学術誌International Journal of Molecular Sciencesに掲載されました※４。

Autotaxinは様々な生理機能を有する脂質メディエーターであるLPA（リゾホスファチジン酸）を産生する重要な酵素で、その機能異常は多くの疾患につながることが知られています。中でも、眼科疾患においては、緑内障、滲出型加齢黄斑変性、糖尿病網膜症、硝子体網膜症等の発症に関与することが示唆されており、当社はアプタマーを用いて、これらの眼科疾患に対する新規治療薬の開発を目指しております。

その取り組みの中で、糖尿病網膜症（DR）モデルを用いた薬理試験において、RBM-006により眼底出血の発生が有意に抑制されることが確認されました。これはRBM-006が血管安定化作用を有し、糖尿病網膜症の進行を抑える効果があることを強く示唆するものであります。

以上の動物試験から、umedaptanib pegolとRBM-006の２剤において、糖尿病網膜症に対して有効性が示唆されており、今後その開発優先度については、総合的な評価に基づき判断してまいります。

また、RBM-006については、既存の抗オートタキシンアプタマーの活性を凌駕し、かつ鎖長も短い新規抗オートタキシンアプタマーの創製に成功したことから、2026年１月、新規物質特許の出願をしております。

※４：Hanazaki H, Yokota H, et al.: The effect of anti-autotaxin aptamers on the development of proliferative vitreoretinopathy. Int. J. Mol. Sci. 24, 15926 (2023).

（ニ）RBM-011（抗IL-21（インターロイキン21）アプタマー、肺動脈性肺高血圧症）

RBM-011が対象とする肺動脈性肺高血圧症（PAH）は、難病に指定されている病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、高血圧をきたして全身への血液や酸素の供給に障害が生じ、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。

当社は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（国循）との共同研究として、AMEDの支援のもと、抗IL-21アプタマーを用いたPAH治療薬の開発を実施してきました。その結果、抗IL-21アプタマーがPAHモデル動物において、肺動脈壁の肥厚を顕著に抑制することが明らかになり、2020年６月に特許出願をしております。その後、当該特許は、2025年12月に日本において、2026年３月に米国において査定を受けております。

また、原薬合成を終え、毒性試験も完了して、第１相臨床試験が実施可能な準備が完了しており、導出に向け事業開発活動を継続しております。

創薬支援事業

創薬支援事業では、当社が保有するアプタマー創薬基盤技術を活用し、製薬企業等との共同研究を通じて創薬活動を支援しております。共同研究により得られた研究成果やノウハウを基に、創薬支援技術の高度化及び提供領域の拡大を図るとともに、研究受託収入や契約一時金等の獲得を通じた早期の収益化を目指しております。

（イ）共同研究/業務委託契約に基づく取り組み

当社の薬剤送達技術（Drug Delivery System，DDS）を利用した創薬支援事業として、現在、６件の共同研究・業務委託等のプロジェクトが進行しております。

①リードファーマ株式会社との共同研究

リードファーマ株式会社は、独自の核酸創薬技術を活用した医薬品研究開発に強みを有する創薬企業です。当社は同社と、中枢神経系疾患を対象とした新規治療薬の創出を目的として、当社の創薬基盤技術を活用した共同研究を実施しております。

本共同研究では、中枢神経系疾患における創薬研究を進める上で重要となる中枢領域への薬剤送達や創薬標的への作用最適化等の課題に対し、当社の創薬基盤技術とリードファーマ株式会社の当該分野における知見・研究実績を組み合わせることで、その解決を図っております。両社の技術的強みを相互に活かしながら研究開発を進めることにより、将来的な医薬品開発につながる研究成果の創出を目指しております。

②日産化学株式会社との共同研究

日産化学株式会社は、化学分野を基盤としてヘルスケア分野においても研究開発を展開し、核酸創薬に関する独自の技術基盤を有する企業です。当社は同社と、当社が保有する創薬基盤技術を日産化学株式会社の核酸関連技術に適用することにより、新たな創薬基盤の構築を目指す共同研究を実施しております。

本共同研究では、当社創薬基盤技術の有用性評価及び核酸医薬分野への応用可能性について検討を進めており、両社がそれぞれ有する技術的強みを組み合わせることで、将来的な医薬品創出につながる基盤技術の確立を目指しております。基礎的な研究段階を中心とした評価・検討を行っておりますが、得られた知見を踏まえ、今後の研究展開の拡張や適応拡大についても検討していく方針です。

③SK Plasma Co., Ltd.との共同研究

SK Plasma Co., Ltd.は、韓国のバイオ医薬品企業であり、血漿分画製剤を中心に医薬品の研究開発、製造及び販売を行っている企業です。当社は同社と、当社が保有する創薬基盤技術を活用し、アプタマーを医薬関連成分と組み合わせた新たな創薬アプローチの可能性を検討することを目的とした共同研究を実施しております。

本共同研究では、SK Plasma Co., Ltd.が研究開発する薬物と当社のアプタマー技術を組み合わせた複合体の創出に取り組み、当該複合体が有する特性や応用可能性について評価を進めております。両社がこれまでに蓄積してきた研究開発に関する知見を活用することで、将来的な医薬品開発につながる研究成果の創出を目指しております。

④国内製薬企業A社との業務委託契約

当社のDDSアプタマー技術の評価を目的とした業務委託契約を国内製薬企業A社と締結し、A社内において技術評価を実施しております。当社としては、この評価を完了した後、業務提携や共同研究に移行することを期待しております。

⑤海外バイオテック企業B社との技術評価契約

当社のDDSアプタマー技術の評価を目的とした技術評価契約を2026年10月に海外バイオテック企業B社と締結いたしました。本契約に基づき、当社のDDSアプタマーを提供し、特定の研究開発テーマにおける技術評価が実施される予定です。当社としては、海外企業との連携を通じ、DDS技術のグローバルな事業展開を推進してまいります。

⑥富士フイルム富山化学株式会社との業務提携契約

富士フイルム富山化学株式会社は、核酸合成からLNP製造化までの一貫した受託体制を持ち、核酸医薬向けCDMOサービスを展開している企業です。特にLNPの開発・製造に強みを有し、アカデミアから製薬企業まで幅広い顧客への供給実績に加え、治験薬の製造実績を有しております。

本業務提携では、当社のDDSアプタマー技術と富士フイルム富山化学株式会社のLNP製造技術を組み合わせ、アプタマー修飾LNPを製薬企業へ提供する体制の構築を目的としております。

収益面では、製薬企業との共同研究や技術評価、ライセンス契約、開発進捗に応じたマイルストーン収入、製品化後のロイヤリティ収入など、開発段階に応じた様々な形態が想定されます。

また、CDMOサービスにおいて当社技術が活用される場合には、その利用に応じた対価を受領することも期待されます。

当社としては、本提携を通じてDDSアプタマー技術の活用機会を拡大し、創薬支援事業における中長期的な収益基盤の強化に繋げてまいります。

基盤技術研究

当社は、創薬事業及び創薬支援事業の双方を支える共通基盤として、創薬基盤技術の研究開発に取り組んでおります。これらの基盤技術は、自社創薬パイプラインの創出及び価値向上に資するだけでなく、製薬企業等との共同研究や技術提供を通じた創薬支援事業の展開にも活用されております。当社は、基盤技術の継続的な高度化を図る事で、両事業の競争力強化及び中長期的な価値向上を目指しております。

（イ）DDSアプタマー技術

DDS（Drug Delivery System）とは、薬剤の体内動態や分布を制御することで、有効性を高めるとともに、副作用や投与負担を軽減する技術であり、核酸医薬品をはじめとする次世代モダリティの実用化に不可欠な要素です。特に、薬剤を特定の組織へ選択的に送達する技術の重要性が高まる中、アプタマーは高い結合特異性と化学的安定性を有し、さらに化学合成による高い設計自由度を備えています。これらの特性を活かし、アプタマーを標的組織を認識するセンサーとして用いることで、さまざまな薬剤を狙った臓器へ送達するDDSの創出が期待されます。

①光免疫療法への応用

当社は、2023年９月に慈恵大学と共同研究を開始し、アプタマーの光免疫療法への応用について培養細胞試験で有望な成果を得ました。これを受け、2025年12月には関西医科大学を加えた三者連携体制を構築し、動物試験を含む研究を加速しております。

②siRNA核酸デリバリーへの応用

東京大学及び早稲田大学との共同研究により、デングウイルス膜タンパク質に結合するアプタマーとsiRNAを融合したキメラ核酸を開発いたしました。本分子は複数血清型に対し増殖抑制効果を示し、2024年12月に学術誌へ成果を報告しております。※５

③アプタマー修飾ナノ粒子への応用

当社は、アプタマーの高い標的結合能を活用し、LNP表面に修飾することで送達指向性を付与したDDS技術を開発いたしました。脳などへの核酸送達を可能とする本技術について、2025年６月に特許出願し、学会発表も行っております。

※５：Amano R, Takahashi M, et al.: A chimeric RNA consisting of siRNA and aptamer for inhibiting dengue virus replication. NAR Molecular Medicine. 1(4):ugae025 (2024).

（ロ）AIアプタマー技術

当社は、早稲田大学と共同で、バイオインフォマティクス及びAIを活用したアプタマー創薬基盤技術の開発を推進してきました。HT SELEXデータを解析するアプタマー選抜技術「RaptRanker」を開発し※６、さらに深層学習を用いた配列生成技術「RaptGen」により、既存データに含まれない新規高親和性配列の創出を可能としました※７。近年は大規模言語モデルを活用した結合活性予測技術「RaptScore」を確立し、任意配列の評価や最適化を可能としています※８。また、量子計算とAIを融合した技術を活用し、核酸配列最適化を題材とした次世代創薬基盤の確立に取り組んでいます。これらの技術は当社創薬基盤への統合を進めており、研究開発効率の向上に寄与しています。

※６：Ishida R, Adachi T, et al.: RaptRanker: in silico RNA aptamer selection from HT-SELEX experiment based on local sequence and structure information. Nucl. Acids. Res., 48, e82 (2020).

※７：Iwano N, Adachi T, et al.: Generative aptamer discovery using RaptGen. Nat. Comput. Sci., 2, 378–386 (2022).

※８：Kimura-Yamazaki A, Adachi T, Nakamura S, Nakamura Y, Hamada M: RaptScore: a large language model-based algorithm for versatile aptamer evaluation. Nucleic Acids Research, Volume 54, Issue 2, 27 January 2026, gkaf1480 (2026).

（ハ）製剤化技術開発

当社は、アプタマーとポリエチルオキサゾリン（PEOZ）とのコンジュゲートが優れた体内動態を示し、PEGの代替化合物となることを見出し、2024年４月に特許出願をいたしました。

さらに、味の素株式会社との共同研究契約を2023年10月に締結し、味の素株式会社が有する抗体-薬物複合体製造技術AJICAP®を利用して、免疫グロブリンの部分タンパク質であるFc領域に対して核酸アプタマーを共有結合させて、血中半減期の飛躍的な延長に成功し、2025年３月に特許出願をいたしました。

本技術により、核酸アプタマーが抗体医薬と同等の血中滞留性を獲得できれば、アプタマー医薬品の開発が飛躍的に発展するものと考えております。なお、味の素株式会社との共同研究契約は2025年３月31日に終了しております。

世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向

Macugen®は世界初のwet AMD治療薬として承認されましたが、その後VEGFを標的とする抗体や可溶性のデコイ（おとり）受容体を利用した、さらに有効な医薬（Lucentis®、Eylea®、Avastin®等）が開発されて、現在、Macugen®はほとんど使用されなくなりました。2004年のMacugen®の成功の後、20年間、アプタマー医薬の開発は停滞しましたが、ようやく最近、補体C5に対するアプタマー（ARC1905：IZERVAYTM）が萎縮型加齢黄斑変性（dry AMD）に有効であることが、第３相試験で証明され、2023年８月米国で承認され、2025年９月日本でも条件付きで製造販売承認されました。IZERVAYTMを開発したIveric Bio社は、アステラス製薬に総額約8,000億円で買収されております。Macugen®やIZERVAYTM、そしてumedaptanib pegolがいずれも眼科疾患に対して奏功したことから、アプタマーは眼科疾患にフィットするモダリティ（治療手段）であることが強く示唆されました。眼は閉鎖系の小さな器官であるため硝子体内投与に必要な薬剤量が少なく、全身への薬剤の暴露が少なく安全性にも優れているため、眼科疾患に対する新薬の開発はアプタマーに最適な疾患だと考えております。
当社のACH治療薬開発におけるumedaptanib pegolの全身投与は、アプタマーの全身投与としては世界初の成功事例（POC）となるもので、今後は、眼科疾患にとどまらず、全身性のアプタマー医薬品の開発が推進されるものと期待するところです。

当社の重点領域

このように、アプタマーというモダリティ（治療手段）の特性を勘案し、眼科疾患と希少疾患を重点領域として事業を推進しております。特に、眼科疾患の研究開発につきましては、2024年７月に東京大学医学部眼科学教室と２年間の共同研究契約を締結し、当社所有アプタマーを東大眼科学教室が所有する各種評価系を用いて評価を進めております。

これらの結果、当中間会計期間において、事業収益16百万円の計上（前年同期の事業収益はありません。）、事業費用として研究開発費を380百万円、販売費及び一般管理費を215百万円計上し、営業損失は578百万円（前年同期の営業損失は538百万円）となりました。
また、営業外収益として、量子計算技術と人工知能を組み合わせた技術の活用により、医薬品創製プラットフォームの確立を目的としたNEDO委託事業の最終年度（2025年度）の助成金収入23百万円を計上したこと等により、経常損失は547百万円（前年同期の経常損失は513百万円）となりました。これにより中間純損失は547百万円（前年同期の中間純損失は514百万円）となりました。
また、当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 財政状態に関する説明

（イ）資産の部
当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて339百万円減少し、2,636百万円となりました。これは創薬支援事業の事業収益に伴う売掛金が10百万円増加した一方で、有価証券が300百万円、現金及び預金が30百万円、未収消費税等が18百万円それぞれ減少したこと等によるものです。なお、当中間会計期間末において保有している有価証券は、第18回・第19回新株予約権等により調達した資金の一部について、研究開発への充当時期まで、一定以上の格付けが付された金融商品で元本が毀損するリスクを抑えて運用することを目的としたものです。

（ロ）負債の部
当中間会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて15百万円増加し、150百万円となりました。これは、未払金が49百万円、未払法人税等が11百万円減少した一方で、未払費用が79百万円増加したこと等によるものです。

（ハ）純資産の部
当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて354百万円減少し、2,486百万円となりました。これは、第19回新株予約権の行使に伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ96百万円増加した一方で、中間純損失547百万円を計上したこと等により、利益剰余金が同額減少したことによるものです。
なお、2026年６月23日開催の第23回定時株主総会の決議に基づき、2026年８月３日付で資本金822百万円、資本準備金2,366百万円をそれぞれその他資本剰余金へ振り替え、当該その他資本剰余金3,188百万円を繰越利益剰余金に振り替え欠損填補を行いましたが、これによる純資産合計に変動はありません。

（２）キャッシュ・フローの状況
当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比較し30百万円減少し1,896百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動の結果使用した資金は518百万円（前年同期は502百万円の支出）となりました。主な資金減少要因は、税引前中間純損失547百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は295百万円（前年同期は109百万円の支出）となりました。資金増加要因は、有価証券の満期償還による減少額300百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は192百万円（前年同期は696百万円の収入）となりました。資金増加要因は、第19回新株予約権が行使されたことに伴う株式の発行による収入192百万円によるものです。

（３）会計上の見積り及び見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更はありません。

（５）研究開発活動

当中間会計期間の研究開発費の総額は380百万円であります。

なお、当中間会計期間において、2026年６月19日に提出の有価証券報告書に記載した研究開発活動（研究開発に関する活動の状況（戦略、成果、特徴、並びに体制）について、新薬候補化合物の主な開発状況）に関し重要な変更はありません。

3【重要な契約等】

当中間会計期間において、締結した重要な契約等は以下のとおりであります。

①業務提携契約

契約書名	業務提携契約
契約相手方名	富士フイルム富山化学株式会社（以下「富士フイルム」）
契約締結日	2026年７月
契約期間	守秘義務により非開示
主な契約内容	①富士フイルムは富士フイルムの顧客から必要な技術情報を受領し当社に提供する。 ②業務の対価その他関連する事項については、両者協議の上個別契約で定める。

②共同研究開発に関する契約

契約書名	共同研究契約書
契約相手方名	SK Plasma Co., Ltd.（以下「SK Plasma」）（大韓民国）
契約締結日	2026年４月
契約期間	守秘義務により非開示
主な契約内容	①SK Plasmaが研究開発とする薬物と当社のアプタマーとの複合体を作出することにより、新たな特性が期待される化合物の開発に取り組む。 ②当社は研究の進捗に応じた研究費を受領する。

契約書名	共同研究契約書
契約相手方名	国立大学法人東京大学
契約締結日	2024年７月
契約期間	守秘義務により非開示
主な契約内容	①当社は国立大学法人東京大学医学部眼科学教室に対し、本契約において予め定められた研究費を支払う。 ②当社の所有するアプタマーを、東大眼科学教室が所有する各種評価系を用いて眼科疾患に対する薬効を評価する

※当中間会計期間において契約期間を延長しております。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	217,000,000
計	217,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	56,832,640	57,082,640	東京証券取引所（グロース市場）	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	56,832,640	57,082,640	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日まで新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次の通り行使されております。

第19回新株予約権

	中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の数（個）	25,000
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	2,500,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	77
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	193,260
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	25,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	2,500,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	77
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	193,260

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年８月３日（注）１	－	56,572,640	△822,380	136,653	△2,366,157	2,877,228
2026年４月１日～2026年９月30日（注）２	2,500,000	56,832,640	96,667	146,667	96,667	2,887,242

（注）１．2026年６月23日開催の第23回定時株主総会により、2026年８月３日付で減資の効力が発生し、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えております。この結果、資本金が822,380千円、資本準備金が2,366,157千円それぞれ減少しております。また同日付で当該その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を実施しております。

２．第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使による増加であります。

３．2026年10月１日から2026年10月31日までの間に、第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により、発行済株式総数が250,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ9,053千円増加しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY （常任代理人　香港上海銀行　東京支店）	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA （東京都中央区日本橋三丁目11番１号）	1,863,000	3.28
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目６番21号	1,288,700	2.27
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地	737,600	1.30
遠藤利夫	宮城県石巻市	730,000	1.29
全薬工業式会社	東京都文京区大塚五丁目６番15号	575,800	1.01
中村義一	東京都港区	568,000	1.00
湯浅英之	東京都中野区	500,000	0.88
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	468,200	0.82
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD （常任代理人　三菱UFJ銀行）	ONE CHURCHILL PLACE,LONDON,E14 5HP UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内一丁目４番５号）	448,747	0.79
星川輝	大阪府八尾市	356,000	0.63
計	―	7,536,047	13.27

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 23,800	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 56,789,200	567,892	―
単元未満株式	普通株式 19,640	―	―
発行済株式総数	56,832,640	―	―
総株主の議決権	―	567,892	―

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が24株含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社リボミック	東京都港区白金台三丁目16番13号	23,800	―	23,800	0.04
計	―	23,800	―	23,800	0.04

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、史彩監査法人による期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第23期事業年度	保森監査法人
第24期中間会計期間	史彩監査法人

３．中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第２項により、当社では、子会社（１社）の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.9%
売上高基準	－%
利益基準	3.9%
利益剰余金基準	1.7%

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,927,180	1,896,199
売掛金	―	10,890
有価証券	900,000	600,000
貯蔵品	2,619	2,154
前渡金	10,873	13,692
前払費用	35,788	32,085
未収入金	1,955	1,391
未収消費税等	49,146	30,675
その他	591	688
流動資産合計	2,928,156	2,587,777
固定資産		
有形固定資産	0	4,302
投資その他の資産	48,059	44,886
固定資産合計	48,059	49,188
資産合計	2,976,215	2,636,966
負債の部		
流動負債		
未払金	73,713	23,768
未払費用	11,972	91,455
未払法人税等	19,510	8,439
前受金	―	800
預り金	6,369	7,840
その他	23,526	18,090
流動負債合計	135,093	150,394
負債合計	135,093	150,394
純資産の部		
株主資本		
資本金	872,380	146,667
資本剰余金	5,156,732	2,887,242
利益剰余金	△3,188,537	△547,809
自己株式	△2	△2
株主資本合計	2,840,572	2,486,097
新株予約権	550	475
純資産合計	2,841,122	2,486,572
負債純資産合計	2,976,215	2,636,966

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
事業収益	―	16,400
事業費用		
研究開発費	※1 333,505	※1 380,146
販売費及び一般管理費	※2 204,724	※2 215,188
事業費用合計	538,230	595,334
営業損失（△）	△538,230	△578,934
営業外収益		
受取利息	2,140	4,963
有価証券利息	3,305	4,151
助成金収入	18,316	23,636
受取返還金	11,051	―
その他	299	16
営業外収益合計	35,114	32,768
営業外費用		
株式交付費	10,177	877
為替差損	271	291
営業外費用合計	10,448	1,168
経常損失（△）	△513,564	△547,334
税引前中間純損失（△）	△513,564	△547,334
法人税等	605	475
中間純損失（△）	△514,169	△547,809

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失（△）	△513,564	△547,334
減価償却費	1,858	811
受取利息	△2,140	△4,963
為替差損益（△は益）	218	228
有価証券利息	△3,305	△4,151
株式交付費	10,177	877
売上債権の増減額（△は増加）	―	△10,890
棚卸資産の増減額（△は増加）	△66	465
前渡金の増減額（△は増加）	△4,501	△2,818
前受金の増減額（△は減少）	―	800
未払金の増減額（△は減少）	△23,364	△50,098
未払費用の増減額（△は減少）	2,610	79,482
その他	25,492	10,978
小計	△506,584	△526,614
利息の受取額	5,421	9,085
法人税等の支払額	△1,321	△645
営業活動によるキャッシュ・フロー	△502,484	△518,175
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,296	△4,959
有価証券の純増減額（△は増加）	△100,000	300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△109,296	295,040
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	703,676	192,653
その他	△7,073	△270
財務活動によるキャッシュ・フロー	696,602	192,382
現金及び現金同等物に係る換算差額	△218	△228
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	84,603	△30,980
現金及び現金同等物の期首残高	1,837,123	1,927,180
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,921,726	※ 1,896,199

【注記事項】

（追加情報）

（表示方法の変更）

合同運用指定金銭信託の運用益を、従来「営業外収益」の「金銭の信託運用益」で表示しておりましたが、当中間会計期間より、「営業外収益」の「有価証券利息」で表示することといたしました。

これは、当社が運用している合同運用指定金銭信託について、その性質を、より適切に財務諸表へ反映させるために見直しを行ったことから、表示方法の変更を実施したものであります。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「金銭の信託運用益」で表示していた3,305千円を「営業外収益」の「有価証券利息」に組み替えております。

あわせて、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「金銭の信託の運用損益（△は運用益）」で表示していた△3,305千円を「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「有価証券利息」に組み替えております。

前中間会計期間の中間損益計算書において、「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」は金額的重要性が増したため、当中間会計期間においては独立記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間に中間財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「その他」2,440千円は、「受取利息2,140千円、「その他」299千円として組み替えております。

前中間会計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「未払費用の増減額（△は減少）」は金額的重要性が増したため、当中間会計期間においては独立記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」28,103千円は、「未払費用の増減額（△は減少）」2,610千円、「その他」25,492千円として組み替えております。

（中間損益計算書関係）

※１　研究開発費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給料手当	68,917千円	76,728千円
外注費	177,526千円	190,500千円

※２　販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
役員報酬	63,300千円	69,150千円
給料手当	49,387千円	44,111千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、下記のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	1,921,726千円	1,896,199千円
現金及び現金同等物	1,921,726	1,896,199

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

EVO FUNDを割当先とする第18回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により、当中間会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ353,060千円増加いたしました。

その結果、当中間会計期間末において、資本金が754,289千円、資本準備金が5,038,641千円となっております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

EVO FUNDを割当先とする第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により、当中間会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ96,667千円増加いたしました。

また、2026年６月23日開催の第23回定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について承認可決され、2026年８月３日付でその効力が発生しております。資本金が822,380千円、資本準備金が2,366,157千円それぞれ減少し、この減少額全額をその他資本剰余金に振り替えを行い、当該その他資本剰余金3,188,537千円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補を行いました。

これらの結果、当中間会計期間末において資本金が146,667千円、資本剰余金が2,887,242千円、利益剰余金が△547,809千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社は、創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社は、創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
一時点で移転される財又はサービス	－	9,900
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	－	6,500
顧客との契約から生じる収益	－	16,400
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	－	16,400

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純損失（△）	△11.19円	△9.77円
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）（千円）	△514,169	△547,809
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純損失（△）（千円）	△514,169	△547,809
普通株式の期中平均株式数（株）	45,961,439	56,082,095
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権３種類 （潜在株式数　24,750,000株）	新株予約権２種類 （潜在株式数　19,500,000株）

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在するものの、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

株式会社リボミック
　取締役会　御中

史彩監査法人
　東京都港区
　指定社員 業務執行社員　公認会計士　関　隆浩

　指定社員 業務執行社員　公認会計士　林　裕之

監査人の結論
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リボミックの2026年４月１日から2027年３月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。
　当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リボミックの2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項
　会社の2026年３月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年11月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2026年６月18日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。